

第801回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成22年4月15日(木)午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第800回教育委員会会議録の承認について
- 4 第801回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 専決処分報告
宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について (総務課)
- 6 議 事
第1号議案 宮城県指定文化財の指定について (文化財保護課)
- 7 課長報告等
 - (1) 県立高等学校将来構想審議会答申について (教育企画室)
 - (2) へき地学校等の指定の見直しについて (教職員課)
 - (3) 平成22年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について(特別支援教育室)
 - (4) 平成22年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について (高校教育課)
 - (5) 大規模停電時における仙台東高等学校グラウンド使用に関する協定書について (施設整備課)
 - (6) 平成21年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について (スポーツ健康課)
- 8 資 料(配付のみ)
 - (1) 学校支援地域本部事業について (生涯学習課)
 - (2) 宮城県美術館特別展
「ピカソと20世紀美術の巨匠たち」について (生涯学習課)
 - (3) 東北歴史博物館特別展
「絵画にみる江戸時代のみやぎ-名所と人々-」について (文化財保護課)
- 9 次回教育委員会の開催日程について
- 10 閉会宣言

第801回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成22年4月15日(木) 午後1時30分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 小野寺委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 小林教育長
- 4 説明のため出席した者
菅原教育次長, 高橋教育次長, 吉田総務課長, 鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 後藤教職員課長, 熊野義務教育課長, 菊池特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長, 山内スポーツ健康課長, 西條参事兼生涯学習課長, 後藤文化財保護課長ほか
- 5 開 会 午後1時30分
- 6 第800回教育委員会会議録の承認について
委 員 長 〃 (委員全員に諮って)承認。
- 7 第801回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について
委 員 長 〃 小野寺委員及び佐竹委員を指名。
〃 本日の議事日程は, 配付資料のとおり。
- 8 専決処分報告
宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について
(説明: 教育長)
「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正の専決処分について」御説明申し上げます。
資料は, 1ページから4ページとなる。資料4ページの新旧対照表をご覧願いたい。
改正の内容について, 「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」が, 平成22年4月1日から施行され, 福利課において, 職員に対する支給等の事務が発生することから, 第9条を改正したものである。
専決の理由は, この法律が公布されたのが, 本年22年3月31日であり, 同年4月1日からの施行であったことから, 緊急的に処理する必要があると判断し, 3月31日付けで専決処分したところである。
以上のとおり御報告申し上げます。
(質 疑 な し) 〃
- 9 議 事
第1号議案 宮城県指定文化財の指定について
(説明: 教育長)
「宮城県指定文化財の指定について」御説明申し上げます。
資料は, 1ページから14ページまでとなる。
まず, 資料の2ページをご覧願いたい。有形文化財1件を文化財保護条例第3条第1項の規定により宮城県指定有形文化財として指定し, 天然記念物2件を文化財保護条例第32条第1項の規定により宮城県指定天然記念物として指定するものである。
このことについては, 本年3月24日に開催された宮城県文化財保護審議会に諮問し, 御審議いただき, 資料3ページのとおり同日付けで「県指定に指定することが適当である」旨の答申をいただいたところである。

これらを加えると、県指定有形文化財の彫刻部門は27件、県指定天然記念物の植物部門は28件となり、県指定文化財の総数は235件となる。

概要については以上のとおりである。詳細については、文化財保護課長から説明をさせるので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(文化財保護課長)

続いて、指定案の詳細について御説明申し上げます。

3件のうちまず1件目は、有形文化財の木造彫刻「千手観音坐像及両脇侍立像3体」についてである。資料は答申書を4ページに、写真を6ページから9ページに、場所の地図を10ページに掲載している。

物件の所在地は大崎市田尻町小松字寺浦43番地にあり、所有者は寺浦共有地組合である。この3体仏像は本来、近世以前に繁栄した小松寺に伝わったものであるが、寺が明治時代の廃仏毀釈の頃に廃れたため、現在は、共有地内に通称「観音堂」を建てて、そこに安置されている。

はじめに木造千手観音坐像について、写真の7ページをご覧いただきたい。十一面の顔と四十二本の腕をもついわゆる「十一面四十二臂観音像」である。大きさは高さが96センチ、脇の手を含めた幅は96.5センチであるので約1メートル前後のものとなる。カツラ材の寄木造で、布を貼った後に漆を塗り、その上に金箔を施している。写真を見ていただくと非常に端正な表情となっている。また四十二本の腕の造りなど表現上の省略や破綻が無く、非常に丁寧に造られた正統な作風のものと思われる。猫背気味の体軀や丸みを持たせた衣装の表現、そして頭の上の飾りの部分になるが天冠台の豪華さやその形状などから平安時代末期の作と考えられる。

この時期の作品では、県内に伝わるものとしては、旧津山町の横山不動として広く知られる国の重要文化財である登米市大徳寺の木造「不動明王坐像」などがある。このほかに県外であれば、岩手県平泉中尊寺の国宝金色堂内諸仏などがある。これらと比べてもこの千手観音坐像は、彫刻の表現の美しさ、のみならず丁寧な仕上げなど技術面においても遜色のない作品といえる。

次に両脇に立つ不動明王立像と毘沙門天立像についてである、写真は8ページと9ページになる。大きさは、不動明王立像が高さ70センチ、毘沙門天立像が78センチであり、千手観音坐像と比べ一回り小さいものとなる。ともにカツラ製の一木造りで、素地仕上げで彩色がされている。

写真にあるとおり力強い堂々とした姿を示しており、厚みのある体型で豊かな量感を示す姿は、鎌倉時代の作と考えられる。柔らかみのある意匠の表現などから鎌倉時代前期のものと考えられる。この時代の作品が宮城県をはじめ東北地方にはほとんど残されておらず、その空白期間を埋める希少なものである。そして力強い姿や衣装の表現などの柔らかみのある流麗さからみて、優れた仏師の手による優品であり、大変貴重なものである。

以上のことから本件3体像は宮城県指定有形文化財としてふさわしいものと考えられる。

続いて2件目は、天然記念物の植物のクロマツである。答申書は5ページ、写真は11ページ、場所の地図が12ページである。このクロマツの名称は月観の松という。旧矢本町の中心部から北へ約1.7キロほど、東松島市大曲字宮前にあり、所有者は東松島市である。樹の大きさは高さが16メートル、幹周りが4.2メートル、枝の広がりには20～25メートルほどである。幹は根本から8メートルほどで屈曲し、太い枝が四方に広がり、それによりその形は傘状をなし大変優美である。生育地は東松島市に公有化され良好に保存管理されている。写真にもあるとおり周囲は田畑など平地であるが、その中であって孤高のクロマツの巨樹として目を引くものがある。県内ではクロマツ、アカマツの巨木名木が、マツクイムシなどによる被害で少なくなっている中、その中で現在する最大級のクロマツであると同時に優美で樹の勢いも良好である。

以上のことから宮城県指定天然記念物にふさわしいものとする。

続いて3件目は、天然記念物の植物のスダジイである。答申書は5ページに、写真は13ページ、場所の地図は14ページである。名称は「称名寺のスダジイ」である。スダジイとは聞き慣れない言葉かと思うがシノキのことである。シノキはこのスダジイとツブラジイの2種類があり、本件はそのうちのスダジイとなる。所在地は亘理町の中心から南へ約1キロのところにある通称「旭山」の称名寺の境内にある。所有者は称名寺である。樹の大きさは高さが15メートル、幹周り7.7メートル、枝の広がりには23～25メ

ートルである。幹は地上2メートルで3本に分かれ、その中のもっとも太い枝は枝周りが3.7メートルにもなる。樹齢は300年以上と推定され、その形は均整のとれた美しいドーム状をなし、樹の勢いも旺盛である。この称名寺の境内には、本件のスダジイに隣接して、国指定天然記念物の「称名寺のシイノキ」があり、これと比較しても勝るとも劣るものではない。称名寺は亘理町の中心部の南に位置する亘理高校の西隣にあり、丘陵南西辺にある。

この称名寺のすぐ西側を国道6号線が通っており、この国道6号線からの眺めは13ページ下段の写真にあるように、2本の巨木が並んだ壮観な眺めになっている。このスダジイは宮城県以北では植栽樹も含め巨木として知られるものはなく、この「称名寺のスダジイ」は国指定の天然記念物「称名寺のシイノキ」と並んで北限地の巨木として学術上も貴重である。

以上のことから宮城県指定天然記念物にふさわしいものである。

以上のとおりである。

(質 疑)

佐々木委員 質問ではないが、最初の千手観音坐像はとても美しい顔をしているが、保存状態があまりよくないように見える。手であるとか背中の部分を見ると。もしかしたらカビも生えているのかなという印象もある。この指定を受けることで今後どのように管理状態が変わっていくのか教えていただきたい。

文化財保護課長 県の指定を受けると、像の修復や収蔵してある建築物の修繕に対して補助を受けることができることとなる。

佐々木委員 像はそのまま、現在の場所で保存管理されるのか。博物館のような場所に収蔵されるということはあるのか。

文化財保護課長 現在の場所で所有者である共有地組合が収蔵管理していくこととなる。

佐々木委員 指定後の保存状態の点検確認はどのように行うのか。誰かが確認を行うのか。県の担当者等で定期的な点検確認を行うのか。

文化財保護課長 県の指定を受けると、毎年、文化財保護課では、文化財保護地区指導員を配置し、定期的にパトロールをしてもらい、文化財の保存状態等の報告をもらっている。

小野寺委員 毎年、文化財の県指定は3つずつぐらい行っているのか。

文化財保護課長 毎年、決まった数を指定しているわけではない。ほとんどの場合、文化財は市町村の指定を受けており、その中から適当と認められるものについて申請が出てくるということになる。

小野寺委員 この指定案については、専門家の判断に基づくものであり尊重するものである。いま保存の話が出たのでお聞きしたい。文化財とは活用をしながら次の世代に引き継いでいかなければならないものである。私の知人に、文化財の指定を勧められている人がいるが、指定を受けると自由がきかなくなるし、メリットもないと言われてて、話がすすんでいない例がある。いまは前向きになってきたようだが。そのようなものというのは少なくないように思うがどうなのか。そうだとすると保存という面で心配がある。日本の保護制度というのは世界の中でもかなりすすんでいるということを聞いているが、いまの例も一例だが、文化財の保存環境をめぐる状況はかなり厳しいという話をよく聞く。宮城県では文化財の指定管理の予算があると思うが、十分ではないのではないかと考える。

そのあたりでの課題等について、教えていただきたい。

文化財保護課長 委員の話のとおり、文化財の指定を受ければ確かにある程度の制限が生じてしまう。そのことが「自由がきかない。」という表現になってしまうのかもしれない。ただ、その分、指定を受けると、先ほども申し上げたが、色々な補助金の制度があるので維持管理や保存について、予算は限られているが、県として工夫をして保存等を行っていくことができる。

小野寺委員 文化財の保存について他に何か問題点はないのか。先ほどパトロールをしていると

文化財保護課長	<p>という話があったが、県の予算的に、たくさんある文化財の保存に十分手が回っているのかどうか聞きたい。</p> <p>保存状態のよくない文化財についてリストアップしており、その修復の順序について考えてはいる。ただし、絶対的に予算が少ないというのは間違いのないところであり、県全体として財政状況が厳しいことから、予算獲得の努力はしているもの現在の予算額となっている。</p>
佐竹委員	<p>この文化財の指定を受けるのは、いまの話だと市町村からの申請によるということであるが、年間どのくらいの推薦数があり、そのうちのどのくらいの数が文化財として指定の答申を受けているのか。</p>
文化財保護課長	<p>基本的に、市町村から申請があったものは、特に問題がなければそのほとんどについて指定の答申を受けているところである。毎年、恒常的に決まった件数の申請があるのではなく、それぞれの市町村で検討した上で申請が行われるということになる。</p> <p>そのため、申請のある年もあれば、ない年もあるということになる。</p>
委員長	<p>去年は、無形文化財の指定で、豊作を祝う踊り等であったと記憶している。</p> <p>このようなものの重要性というのは、みんなが支えてくれるもので、保存もきちんとしていこうという雰囲気盛り上がらないと、厳しい財政状況ではなかなか予算がつきにくいと考える。</p> <p>そういう意味では、県民を巻き込んだトラストファンド的なものなど何か手を考えていかなければならないかなと思われる。また、文化的なもの大切さについて県民にどのように理解してもらおうのか日常的な広報活動も重要であるし、いわゆる文化財に対する幅広い戦略というようなものが必要なのではないかなと思われる。</p>
文化財保護課長	<p>確かに、広報や周知といった分野については、これまで適切に行ってこれなかったかもしれないが、現在ではできるだけホームページ等を活用し、新しい情報は常に更新するなど、色々な手法を活用して、今後、頑張っていきたいと考えている。</p>
委員長	<p>(委員全員に諮って)案のとおり可決する。</p>

10 課長報告等

(1) 県立高等学校将来構想審議会答申について

(説明：教育企画室長)

「県立高等学校将来構想審議会の答申等について」御報告申し上げます。

課長報告(1)と記載された資料をご覧いただきたい。去る4月8日に、「高校教育改革の成果に関する検証の在り方」について、同審議会から答申があった。

まず、1の経緯をご覧いただきたい。平成20年7月、県立高等学校将来構想審議会に「これからの県立高等学校の在り方について」を諮問していたところ、昨年9月に「新たな県立高校将来構想について」として答申があり、その中で、今後の県立高校教育改革の方向性が示されることとなった。併せて、この時の答申の中で、高校教育改革を着実に遂行していくために、常にその成果や課題を継続的に評価・検証するシステムの必要性も指摘されたところである。

このため、同審議会においては、その後も引き続き、高校教育改革の評価・検証の在り方について調査審議し、この4月8日に県教育委員会あてに「高校教育改革の成果に関する検証の在り方について」として答申があったものである。答申されたものは、資料1の添書と資料2の答申書である。

2のこれまでの主な審議経過は、平成21年9月、県立高等学校将来構想審議会に「検証の在り方検討部会」を設置し、この検討部会を中心に、高校教育改革に係る評価・検証システムの在り方について、3回にわたり調査審議を行ってきた。そして、最終的には、去る3月開催の県立高等学校将来構想審議会にお諮りした上で、答申を取りまとめたものである。

なお、部会の委員については、資料2答申書の14ページをご覧いただきたい。この審議会委員名簿の上から

順に、荒井克弘 氏、菅野 仁 氏、岩淵 龍 氏、小澤仁邇 氏、佐々木加代子 氏、白幡洋一 氏の6人となっている。

また、この部会に対しては、審議に際して、検証に関する教育委員会の意思決定を認識していただく必要があるとの観点から、「男女共学化を含む高校教育改革の取組について客観的に検証を行いながら、その成果を各種施策の見直しや中長期的な計画立案に実効的に反映していくシステムを構築する」という、昨年2月5日の教育委員会臨時会で決定をみた趣旨について、事務局から説明している。

次は3の答申の概要である。同審議会においても、高校教育改革の取組について、客観的な立場からその合理性や有効性を検証する必要があること、そしてその検証の成果を各種施策の見直しや中長期的な計画立案に実効的に反映させるシステムを構築する必要があること、といった点が示された。

その上で、新たな検証の枠組みについては、答申では、(1)検証の実施体制、(2)検証の対象、(3)検証結果の取扱い、の点から取りまとめを行っているものである。

以下、答申書に沿って説明申し上げるので、資料2をご覧ください。

表紙を1枚めくると目次となる。全体は、4章構成となっている。第1章で高校教育改革の検証の必要性が示され、第2章では検証の現状がどうなっているのかを概観し、その上で、第3章で「新たな検証システムの構築に向けて」と題して、検証組織の位置づけや新たな検証システムによる評価の視点、具体の検証スキームを述べる構成となっている。最後の第4章では、新たな検証システムの導入に向けた審議会からの期待が述べられているものである。

それでは、1ページをご覧ください。第1章では、「高校教育改革状況の検証の必要性」と題し、まず1として、県立高校教育改革の取組状況について、現行の将来構想に基づき各種の高校教育改革に取り組んできたこと、また昨年度末に新たな将来構想を策定し、これまでの取組を土台として、さらなる教育改革が進められようとしていること、が述べられている。そして、次の2では、県立高校教育改革の着実な推進に向けて、こうした取組の成果や課題の検証を行うことが不可欠なこと、単年度ごとの評価システムである行政評価制度や学校評価制度だけでは、各種施策の見直しや中長期的な計画立案への反映といった視点からすると不十分であること、以上のことから、新たな検証の仕組みが必要であること、といったことが述べられている。

続いて、2ページをご覧ください。2ページから6ページにかけて、県の「行政評価制度」と「学校評価制度」による高校教育改革の検証の現状について、簡潔にまとめられている。行政評価制度のポイントとしては、4ページの中段より上の方になるが、(3)として高校教育に関する政策評価・施策評価の対象範囲について記載している。行政評価制度では、その対象が県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」に位置づけられた主要事業に限られていること、さらには事業費が伴わない入試制度や学校配置などの取組は対象外となっていること、という指摘がなされている。また、学校評価制度のポイントとしては、5ページの下の方になるが、(2)として、学校評価では、学校現場における運営全般が主な対象とされているものの、各学校で行われている「自己評価」の結果を集計したとしても、県立高校全体に共通する制度面などの課題については把握が困難との指摘がなされている。

こうした既存の評価制度を概観した上で、第3章で、新たな検証システムについて言及が行われている。7ページをご覧ください。第3章では、「新たな検証システムの構築に向けて」と題し、まず1として、新たな検証システム構築の必要性について、改めて述べられている。行政評価制度や学校評価制度により、教育施策や学校運営に向けた仕組みが構築され、また県教委内部でも個別施策について、逐次、自己評価や見直しが行われているものの、第三者による検証が行われていないこと。さらには、高校教育行政は、小中学校や大学と比較して国の関与が比較的限定的であり、それだけ県教委の裁量や責任が大きいことから、専門的知識を持った第三者による点検を受けながら、自らの教育行政を省みる検証のメカニズムを導入する意義が大きいこと。これらの点を踏まえながら、本来の高校教育改革の目指すべきところに向け、客観的な立場で専門的視点から継続的に検証し、必要な改善に結びつけられるシステムの構築は必要であること、といったことが述べられている。

その上で、2の新たな検証システムの機能が述べられている。まず(1)検証組織の位置づけとして、2段落目の3行目であるが、「より客観性・透明性を確保しながら各種施策の有効性や合理性を検証していく観

点から、教育委員会に一定の距離を置いた検証組織が必要である」と指摘されている。その検証組織としては、次の段落で、「これまでの経緯を勘案すれば、県立高等学校将来構想審議会が所掌することが適当」とし、さらに8ページの1行目からなるが、「入学者選抜審議会や産業教育審議会の提言等に基づいて実施される施策等についても、高校教育改革に関連するものについては、検証の対象とすることが妥当」としている。また、注目すべきは、8ページの4行目となるが、「検証の客観性・公平性を確保するため、教育委員会の諮問に基づく場合のみならず、検証組織が独自に検証対象を選定できる余地を残しておくことも必要であり、諮問に対する答申のみならず、建議できるようにすることが肝要」と述べられている。このように(1)では、どのような検証組織にするのか、その組織の基本的な権限として何を持たすのかを示しているが、その上で、(2)では、新たな検証システムによる評価対象について述べられている。1段落目から3段落目にかけては、「行政評価」、「学校評価」、「新たな検証システム」とで適切に役割分担を行い、評価・検証する必要があることに触れ、そして、新たな検証システムの対象としては、8ページの下から2段落目に、「男女共学化、全県一学区化などの高校教育の基本的な制度や、学校配置・学科設置などの基本的な枠組み、それから学力向上やキャリア教育の充実といった教育内容に係る根幹的な方針など、そういったものに関わる施策の中から、特に重要で、かつ専門的・客観的な評価を要するもの」と具体的に例示している。

また、10ページでは、「3 新たな検証システムのスキーム」として、具体的検証スキームのイメージについて述べられている。まず(1)として、高校教育改革の取組についての正確な実態把握が必要なこと。その把握に当たっては、学校評価制度を活用するとともに、新たな制度や学科改編等による影響等についても把握することが重要である、といったことが指摘されている。11ページの(2)では、検証組織による検証作業として、施策本来の目的に適合した取組がなされているか、施策目的に合致した取組であっても社会的な不整合が生じていないかなどについて、専門的かつ客観的に検証していくこと、検証作業に当たっては、教育庁からの報告だけでなく、検証組織自らが学校現場に赴き、実地調査を行うなどして、多角的な視点で公正に進めることが重要であること、が述べられている。(3)の検証結果の施策への反映では、取りまとめられた検証結果については、県教委で真摯に受け止め、必要な対応策を検討した上で、予算や組織編成、新将来構想の実実施計画のローリングなどに反映する必要性について指摘している。これらにより、高校教育改革の継続的かつ実効的なPDCAサイクルが実現されるとし、12ページにはそのフローのイメージが示されている。ここでは3年サイクルのフロー図が示されており、検証の対象によってはさらに継続的に評価していくものもあること、また3年を待たずに検証の成果が得られたものについては、適宜教育委員会に答申等を行い、速やかに改善に着手していくことができるようにすべき、との指摘もなされている。

13ページでは、教育委員会に対して、新たな検証システムの導入に向けた審議会からの期待が述べられているものである。答申の概要については以上のとおりである。

今後の予定については、課長報告(1)の4にも記載しているとおり、教育委員会としても、この答申内容を十分に踏まえた取組を行う必要があると認識しているところであり、県立高等学校将来構想審議会が建議できるようにするための審議会条例の改正や実施要綱の制定などを通じて、できるだけ速やかに検証体制を整えたいと考えており、実施方法などの具体的枠組み、進め方について、次回以降の教育委員会会議において説明していきたい。

以上のとおりである。

(質 疑)

委 員 長

ただいまの報告の内容について、質疑等を尽くそうとすると相当長時間を要してしまふと考えられる。一度この答申書の内容を委員全員で十分に読んだ上で、次回以降議論したいと考えるのがいかがか。この場で少し議論を行うべきかどうか委員に伺いたい。

男女共学の問題を含め、県の計画を実施に移していったときの検証の仕方、計画を変更した方がいいという意見が出てきたときの対応の仕方について、これまで随分と教育委員会で議論を尽くしてきたことを踏まえれば、答申を受けてすぐに何かの動きを始めるということではなく、これを教育委員会でしっかり受け止めるということが大切と考える。そういう意味からも委員各自で読み込むということがいいと考える。

小野寺委員 小野寺委員 教育企画室長 小野寺委員 教育企画室長 小野寺委員 教育企画室長 小野寺委員 委員長 佐々木委員

いかがか。

確かにいま説明を受けたが、すぐにその内容を理解するという事は難しい。P D C Aサイクルは3年とあるが、1年目とは今年が当たるのか。

検証の実施体制が今年度に整えば、今年度が1年目ということになる。

具体的にはどのような考えでいるのか。

実施方法をどうするのかという部分、答申では県立学校将来構想審議会が検証組織として望ましいと述べられているが、この審議会を検証組織に位置づけるということについても教育庁内部で最終的に意思決定されておらず、体制が決まっていない状況にある。そういう意味から、まずは実施方法やその体制をきちんと整えた上で進めることが必要であり、その体制が整ったときがスタートと考えている。

いまの説明の部分が肝要な点である。この答申を受けて、事務局としてはまだ方針が定まっていないということになるのか。これから検討するのか。

委員ご指摘のとおりであり、実務的にはクリアしなければならない様々な課題があると考えている。その部分について教育庁内部では、答申を受けて間もないということもあり、まだ整理されていないというところである。これからその枠組みを固めていこうという段階にある。

そういうことであれば、先の委員長の判断で良いと考える。

担当である教育企画室での検討段階であり、高校教育課を交えた動きにまで至っていないということになる。この委員会で何度も議論を行った部分もあり、課題を十分に整理した上で、なるべく早期に、この審議会の答申の趣旨を踏まえて動いていきたいと考える。

他に本日の場でなにか申し上げておきたいことがあればお願いしたい。

十分に、色々な可能性を考えて、綿密に作成された答申書であると感じられる。内容についてじっくりと読み、その上で議論したいと思う。

(2)へき地学校等の指定の見直しについて

(説明：教職員課長)

「へき地学校等の指定の見直しについて」御説明申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。へき地学校等の指定については、へき地教育振興法及び同施行規則に基づいて指定を行うこととされている。

へき地教育振興法施行規則は、平成元年の改正後、約20年が経過しており、この間、へき地を取り巻く環境が、道路や交通機関、情報通信網の発展等、社会・経済の進展に伴い大きく変化し、また、へき地と都市の状況及び離島の事情などの実態も変化してきている。

これらを踏まえ、今般、この施行規則が改正され、改正後のへき地学校等の指定基準が平成22年4月1日から施行されているところである。

この基準改正に合わせ、今般、へき地学校の級地指定の見直しを行った。その結果、中程の表に示すとおり、見直し後の学校数は、4級地1校、3級地1校、2級地13校、1級地32校、準へき地21校、特別地域9校の計77校が指定されることとなった。

前回、平成14年の指定から級地が上がった学校は、新たに指定された学校を含めて27校で、逆に級地の下がった学校は、指定から外れたもの及び統廃合によりなくなったものを含めて全部で23校となった。

級地の上がった主な要因としましては、市町村合併により教育委員会までの距離が遠くなったことや公共交通機関であるバスの廃止・本数の減少等によるものが多く、逆に級地が下がった要因としては、都市近郊調整によるものが多くあげられる。

この都市近郊調整は、指定基準の見直しにより今回新たに導入されたもので、都市近郊にある学校については、近隣の市町村の規模に応じて、一定の点数を減ずるものである。

今回の見直しによるへき地学校等の指定については、4月1日より適用されているが、指定校の個別の状

況については、6ページ、7ページの新旧対照表にまとめている。8ページには参考として指定校の位置を県内地図で示したのでご覧いただきたい。

また、へき地学校等の見直しに合わせ、蔵王自然の家などの特地公署についても同様の見直しが行われたが、教育委員会関係の公署については、前回の平成14年1月と同じ公署が指定され、級地の異動はなかったものである。

以上のとおり御報告する。

(質 疑)

小野寺委員

私事で申し訳ないが、県北にある大島の学校について勤務していたことがある。そのときはへき地学校の指定を受けていなかったと記憶している。この制度はへき地教育をしっかりと行おうというためのものであり、このような見直しは必要で、併せて人事の面でもへき地に勤務した教職員には配慮するという広い意味にとらえる必要があると考えるがどうか。

教職員課長

今回の指定基準の見直しのポイントのひとつとして、離島に係る基準についても手厚く改正が行われた。これまでより離島学校の点数は加算されやすくなった。その結果、委員ご指摘のとおり、大島の小中学校については、これまで指定外であったが今度は指定に入ることになった。

委員長

指定を受ければ、勤務する教職員については「へき地手当」が一定の率支給されることになり、人事の上でも、優秀な教職員の配置が行いやすい環境になる。その点を留意しながら人事異動を検討していく必要があると考える

この制度はいいものとする。このほか、長期的なものとして、県の教育基本計画のような計画がうまくリンクして、この四半世紀ぐらいの間に周辺部から人が減っていく、子どもが減っていく状況が起こる時に、そこを全体としてどう支えるのかを並行させて動かしてほしい。そういう意味では、四半世紀の間に、仙台市以外の県人口は100万人を切るだろうから、今現在の状況とは大きく変わる。特にへき地と呼ばれるところから人口の減少が早く到来するので、そのような状況に先手を打つということと、この制度の話がうまくリンクして県の教育システムがうまくいくということが非常に大切と考える。

佐竹委員

この「へき地」に教職員が異動するときに、どのようなシステムというか、つまり本人たちの希望を取り入れているのかどうか、あるいは適材適所で優秀な教職員を配置するのか、本人達の意志はどれだけ反映しているのか伺いたい。

教職員課長

人事異動に当たっては、毎年決まった時期に希望調書を取っている。その中で、個人の意向を記載してもらうほか、現場でも校長等による教職員への個人面談を行い、希望を吸い上げているところである。しかしながら、最終的に人事は適材適所で行う必要があるものであり、都会であれへき地であれ、同じ義務教育環境を整備する必要があるので、最後は任命権者としての責任で必要な人事は行う。

勅使瓦委員

へき地のシステムに明るくないが、手当が出るということからすると、山奥であるとか離島であるとか、行きたくないという意識があることが前提であると思ってしまう。いまの山間部等では昔のようにたいへんな積雪があるというわけではなく、学校に通勤するにも20年30年前のような道路事情ではなく、当時に比べれば短距離で通勤できるようになってきている。海を別にすれば、山間部についてこの手当があるのはどうだろうかという地域もあるように感じる。

例えば、仙南の山間部がこの手当の対象地となっているが、冬季は確かに大変かもしれないが、冬季以外は通勤が楽という地域もあると思われるので、そのように感じてしまう。もう1点、このへき地といわれているところが自分自身が生まれ育った地域で、そこに居住していてその地域の学校に通勤するとき、この手当は支給されるのか単純に伺いたい。それが支給されないとした場合、若い世代、特に独身の場合に多

いと思うが、元々は対象となる学校のある地域に住んでいても、街にアパート暮らしをしたくて、現住所を移した結果、支給対象となってしまうものがあったりするのかな伺いたい。

教職員課長

へき地手当の趣旨について、法律では、精神的及び経済的な負担、生活手段の不便さに対して、この手当でもって対処するとされ、その結果、優秀な教職員を確保するというものである。

法律と法律に基づく文部科学省令でもって、指定の基準や支給額を定めているため、宮城県独自の基準ではなく、全国一律に適用されている基準である。従って、委員ご指摘のとおり、道路の整備状況や気候の変化などがあっても、同じ物差しを使うため、確かにここは「へき地」という地域もあれば、へき地というには疑問が生じる地域がないわけではないかもしれない。ただ、今回は、都市近郊調整が導入され、近隣に便利な街があれば、点数を減じる、級地を下げる、または指定から外すということが実施されたので、仙台近郊の小中学校については、概ね級地が下がる、あるいは指定から外れるという傾向が見られ、現実的な指定になったと考えられる。

手当の支給のあり方については、対象地域の学校の勤務に対して支給するので、生まれ故郷に住みながらその地域の学校に通勤していたとしても支給はされるものである。

(3) 平成22年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について

(説明：特別支援教育室長)

「平成22年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について」御説明申し上げます。

資料の9ページを御覧いただきたい。

まず、表上段の視覚支援学校、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校及び山元支援学校の5校の高等部については、第一次募集の受検者34人のうち31人が合格している。不合格は3人とともに山元支援学校受検者であり、この3人は過年度卒業生である。

第二次募集については、視覚支援学校に1人の出願があり合格している。なお、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校については、第二次募集への出願者はなかった。

次に、資料の中段、知的障害の特別支援学校高等部についてである。

第一次募集では合格者289人であるが、岩沼高等学園と小牛田高等学園は募集定員を超える出願者があり、両校で合わせて38人の不合格者が出ている。この38人の不合格者の進路については、中程の「付記」二つ目のにあるように、32人が県立特別支援学校第二次募集に出願し、いずれも合格している。残り6人は、私立のいずみ養護学校に2人が合格、その他は私立高校に3人、公立高校に1人合格している。

知的障害・特別支援学校小計欄の二次合格者数36名とあり、「付記」二つ目の、県立支援学校32人と比べて4人の差異がある。これは、第一次募集では受検せず、第二次募集に応募し、合格した4人が含まれているためである。

なお、合格者に2人の入学辞退者が出た。名取支援学校の辞退者1人は、宮城障害者職業能力開発校に合格、小牛田高等学園の辞退者は、就職希望に進路変更したものである。

専攻科については、資料の下の表を御覧願いたい。第一次募集で、視覚支援学校に12人が合格し、聴覚支援学校については、第一次、第二次募集を合わせて5人が合格している。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員

高等学園の定員についてである。説明にもあったが、今年は38名の不合格者が出ている。この不合格者数は、ほぼ毎年30数名が出ていると思う。いわゆる軽度の知的障害のある生徒を対象に職業的に自立する支援を行う学校だと思うが、毎年このくらいの不合格者が出ていることについて、確かに全員が進学はしているが、どうかと考える。今後、女川高校に高等学園をつくるということだが、あと5、6年はかかる

- わけで、平成28年開校予定となっている。入りたいという生徒たちの希望をなんとか叶えてあげたいと考える。それまでの間、例えば小牛田や岩沼の高等学園の定員を増やして対応することはできないのか。
- 特別支援教育室長 配付資料の表をご覧ください。今年度の不合格者については38人となっている。その資料の表の岩沼の欄を見ていただくと、募集定員は40人であったが合格者は45人となっている。小牛田については定員どおりの合格者数であったが、そういった面で学校には幅広く受け入れてもらうようお願いをしているところである。これについては、例えば岩沼高等学園の新3年生については、臨時にその年度に1学級増で48人で募集するなど臨機応変にそういった体制を取っている。
- 小野寺委員 納得することは難しい。例えば教員の数や施設の問題があって定員を増やすことができないのか。もう少し定員を増やしてもいいように感じるが、難しいということなのか。
- 特別支援教育室長 かなりの努力はしているつもりである。いま例にあげた岩沼高等学園では、新3年生の入学のときに48名を入学させたが、これを毎年度行うということは非常に難しい。施設の問題もあり、入学した子どもたちの活動に大きな制限が生じてしまうのが現実で、いまのところの対応が精一杯というところである。
- 勅使瓦委員 その岩沼高等学園について、受検者数がここだけかなり多いのは、周辺に住んでいる受検生が多かったのか、もしくは岩沼高等学園の指導が良いため、就職等の卒業後の進路に有利と考え生徒が集まるのか、どうであったのか。
- 特別支援教育室長 岩沼高等学園の定員と小牛田高等学園の定員を比較していただきたい。岩沼は40人に対し、小牛田は16人と施設の規模がそもそも違うということがある。特徴的に言えることは、今年は受検者が岩沼に集中したが、来年は受検者の心理として小牛田へのシフトということもあるかと考える。就職状況についてはほぼ100%であり、どこでも同じように進路指導の対応をしている。そのことから、学校の規模や前年度における競争率によって、受検者に微妙な影響を及ぼし、受検者数が毎年度変わってくるということだと考えられる。
- 佐竹委員 ただいまの室長の説明にあったが、入学者を募集定員より増やしてもらうようお願いしているとのことで、例えば岩沼の場合40人の募集定員に対して、今回は45人の合格者を出しているが、色々な支援が必要な生徒が5人増えるということは、その生徒たちに対するケアも5人分増えなければならないことは十分に理解できる。そのような対応をした学校への援助、施策というものは何かあるか。
- 特別支援教育室長 定員以上に生徒を多く入学させるということは、学校には相応の負担がかかることとなる。法律上は1学級増えれば教員の定数も増やすというものであり、42から43人、45人という微妙な生徒数については、教員の数を増やすということはなかなか難しいが、その学校の実情を踏まえて、教員定数を所管する義務教育課と相談をして、可能な限りの配慮を行っているところである。
- 佐竹委員 定員を超えて生徒を入学させるよう学校に要請するという事は、相応の責任をもった対応を行う必要がある。子どもたちに対しては、一人ひとりに応じたケアをしなければならないので、意思の疎通と、現場の要望を十分に汲み上げた体制で、子どもたちへ十分なケアを実施していただきたい。

(4)平成22年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について

(説明：高校教育課長)

「平成22年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について」御説明申し上げます。

資料は10ページから17ページとなる。資料の10ページをご覧ください。

それでは、選抜の「1 総括」について報告させていただきます。

平成22年度の募集定員は、全日制課程で15,700人、定時制課程で1,040人であった。

併設型の古川黎明中学校から古川黎明高校への入学者、推薦入試、志津川高校での連携型入試、一般入試、及び第二次募集を合わせた全合格者数は、全日制課程で15,307人、収容定員に対する充足率は97.5%で昨年度より1.3ポイント増加、定時制課程では748人、充足率は71.9%で6.9ポイント増加した。

次のページの、2番に学科別及び3番に地区別の状況を一覧に示している。

続いて、資料12ページ「4 学力検査の結果(5教科受検者について)」である。

まず、全日制・各教科の受検者全員の平均点については、資料のとおりであるが、数学と英語については、問題の一部を選択問題としており、基礎基本を中心とした選択問題Aと、思考・判断・表現力を重視した選択問題Bのいずれかを学校が選択して実施している。

受検者の5教科総点の平均は、県全体をまとめて、選択問題のA・Bを区別せずに単純平均したものを、参考までに総点平均として記載しているが、全日制で261.9点、定時制で132.6点となった。昨年との比較で、全日制では、2.2点、定時制では5.5点低くなっている。

教科により平均点の変化には差がみられるが、各教科とも基礎基本を問う問題と思考力を問う問題のバランスを考慮して出題しており、学力検査として適切な出題内容であったと考える。今後さらに各教科の結果について分析を進め、7月には改めてご報告したいと考えている。

次に「5 学校選択問題の選択状況」について、数学は大問5問のうち1問、英語は大問4問のうち1問が学校選択問題となっており、選択した学校数及び学科数については、表のとおりである。全日制では、数学、英語とも、7割の学校がA問題、3割の学校がB問題を選択している。

定時制では、すべての学校がA問題を選択している。これらについては、前年度とほぼ同じ状況である。

学校別の選択状況については、資料13ページ以降の数学と英語の「学校選択問題選択一覧(学科ごと)」をご覧願いたい。

最後になるが、16ページの補助資料をご覧願いたい。

今春の高校入試は、全県一学区のもとで初めての実施となった。推薦入試と一般入試をあわせた出願者数について調査したところ、1番の「南部・中部南・中部北・北部・東部地区における地区外出願者数」については、従来の地区を越えた出願者の割合が、昨年度の8.5%から13.6%に増加しており、流動性が若干高まったと言える。このことについては、受検生の選択幅の拡大という全県一学区の趣旨からすると妥当なものとするものである。特に地区を越えた出願者が多かったのは、2番の「中部南北間の出願状況」にあるように、「中部南から中部北への出願者」及び「中部北から中部南への出願者」で、いずれも昨年度の1.8倍に増加しており、双方向で出願者数が増加している。また、特に男女共学となる仙台一高や仙台三桜高、男女共学の中高一貫教育校に移行する仙台二華高がある中部南地区へ、中部北地区から出願した数が増えたとと言える。

また、懸念の声が出ていた仙台への一極集中については、次の17ページ、5番の「仙台市と仙台市以外の地区間の出願状況」にあるように、どちらの方向からも出願者数が増え、流動化が見られるものの、出願者総数に対する割合は、昨年度とほぼ同じ割合であり、仙台への顕著な集中はなかったものと考えているところである。

今年度はこのような状況であったが、来年度以降も継続的にかつ慎重に分析していきたいと考えているところである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員

この分析の方法について、いま見たばかりなので詳しく理解できないところでお聞きしたい。

仙台への一極集中ということは当然の心配事項であったが、もう一点、本来であれば仙台市内の地元の高校に入れたかもしれない子どもたちが、遠方から優秀な子どもたちが仙台市内に流入することで、そこを選択することができずに、遠方の高校を受検せざるをえないということが生ずることも心配事項のひとつであった。

それが、流出入のバランスだけではうまく読み取ることができないのではないかと
思う。その辺の把握はとても難しいと思うが、例えば仙台市内に集まった子どもたち
の平均点数と周辺部にでた子どもたちの平均点数の去年との変化で分析できないだろ
うか。仙台市内にきた数と市外に出て行った数のバランスがとれているので、集中は
なかったと考えるには難しいところがあると思う。その点を考慮した分析は、この資
料のどの部分を見れば判断がつくのか。

高校教育課長

委員ご指摘のとおり、判断が難しいものであると考える。今回示したのは、仙台市
と仙台市外の移動であり、17ページの5番のとおり、1,674名と1,991名
が双方向で動いたということで、単純な計算を見れば、21年度よりは22年度のほ
うが若干、仙台市内に入る数が少なくなったということになる。

ただし、実際のところ、どの学校にどのように動いたのかということや、委員が指
摘された仙台市内の地元高校に入るのが難しくなったのかどうかなどについては、学
校選びがこれまでも3%枠や、それ以前からの実業高校や総合学科などで既に動いて
きていたところに、今回普通科を含めて選択幅が広がった中で学校選びが行われたこ
とから、個別の学校に着目して、心理的なものや家庭的な状況をつぶさに拾い上げる
ことは難しいと考えている。しかしながら、学校において去年と今年で、どのような
相違が生じたかということは必要に応じて把握していきたいと考えている。

佐々木委員

もう一点、仙台市からかなり距離がある高校で去年と今年で、極端に志望者が減少
したという地域があったのなら示していただきたい。

高校教育課長

増減が極端なところはなかったと考えられる。示した資料は数での流動化であり、
全体で見れば8.5%が13.6%に上昇したという動きになる。受検生の地区間移
動は特に隣接地区において、3%枠で動いていた下地があったことから、今回の学区
制撤廃で、受検生がさらに動きやすくなったの移動が起こったと考える。そういう意
味から個別の学校が極端に受検生が増減したということはない。

ただし、仙台市内のごく一部でそのような動きが見られたが、それ以外はないもの
であった。地方も、拠点校を含めて、倍率が上がり、充足率もこれまで以上に全日制
も定時制も高まり、適切な学校選択が、慎重に、今年度については行われたと考えら
れる。

小野寺委員

全県一学区での初めての高校入試であり、実施するにあたって懸念された事項があ
ったものの、この全県一学区の趣旨が活かされたという総括評価であったようだが、
この評価は、いわゆるデータだけでは推し量れないと考える。

まず1点目として、受検した生徒の意見や、現場の意見をもっと聞いて、今後数年
かけて評価を行わなければならないということ。2点目は、男女共学化と重なり中学
校の現場では相当進路指導に迷ったと聞いている。来年度以降落ち着いてくるかもし
れないが、今回行った2回の予備調査を当面継続するべきであるということ。3点目
として、全県一学区の趣旨というのは、多様な生徒の進路希望を実現するために、こ
れからの生徒には制約を緩めて選択の機会を提供しようとするものである。

ただし、その裏側には親の経済力が生徒の教育格差を生む可能性があるのがこの制
度である。要するに生徒の門戸を広げるといことは、経済的に恵まれない生徒の進
路希望を広げることでもある。その点から奨学金等の就学援助制度を充実していく必
要があるということであらためて述べておきたい。

佐竹委員

小野寺委員の話のとおり、今回のこの結果でもって結論ということにはならないと
考える。色々な問題はこれから生じてくるのだろうと思うので、今後も継続的に現場
の声をきちんと集約し、継続しながらその動向をみて、対策を重ねていくというこ
とが非常に重要であると考えている。

今回は手探りという状況もあったと思うし、男女共学化など色々な要因が重なるな

ど初めてのこともあり、また、他の地区の学校に通うことへの親としての経済的な負担への考慮などもあったと聞いているので、もうすこし長いスパンで状況の分析を続け、前向きな対策を講じていってほしいと考える。

高校教育課長

ただいまの委員の意見を踏まえ、また今後の意見や色々な話に加え、現場の声も踏まえて、予備調査の方法も今後工夫しながら、よりよい成果の実現に結びつけたいと考える。

小野寺委員

資料の10ページについて、3月定例会で提出を受けた一般入試の総括資料で、二次募集を行う高校の数が全日制で20校、定時制が12校と説明された。

本日の資料でその結果がでていますが、二次募集での不合格者数は全日制が49名、定時制で48名となっている。これだけではわからないが、定員に満たないにもかかわらず、不合格者を出した高校はどのくらいあるのか。その前に、定員というものをどのように考えているのか。

高校教育課長

定員はできるだけ充足したいというのが、まずもって高校入試の趣旨である。学びたいという生徒にできるだけ機会を与え、選抜というなかで教育の機会を与えていくと考えている。そのため定員内の募集であっても不合格者は出ており、これまでそのような状況であった。あわせて、各学校にはできるだけ合格者を判定し、定員を充足させるような努力を行うようお願いしている。このことは校長会などの場を通じてお願いしているところである。

小野寺委員

不合格の理由には色々あると思うが、その中で定時制の二次募集での不合格について、なぜ落ちたか本人も両親もよくわからないというケースがある。

私が実際に相談を受けた例で、自分が否定されたと思えば自信をなくしていることがある。中学校卒業生のうち、そういった不合格者数や就職希望になった者などがあると思うが、そのような実態をどのように把握しているのか。言葉は悪くなるが、そのような生徒達は見捨てられているようなところがあったりしないか。私自身中学校にいたことがあるから言うのだが、中卒の就職についてはハローワークでもなかなか紹介が難しいと言われる。それこそ身内などを頼るしかないという状況になるが、そのような中でも立派にやっている。これは私個人の希望であるが、中学生とは発達途上にある年代で回り道もするし、道草しながら新たに生まれかわっていくものである。

中学時代にちょっと問題があったから高校にいてもそうなるのかといえば、生徒にすればご破算にしてほしい思っているところがある。子どもとは成長していく存在であるので、高校に入って伸びる生徒をたくさんみてきた。高校の紹介のプリントもあるようだが、この紹介についても課題があると思っている。高校への入学とは、生徒の受給権や学習権を保障する考え方とは何かということ、要するに18歳までの「学び」は社会全体で保証しましょうという考え方になると思う。

よって、定員の考え方とか生徒の進路についても、もう少し間口を広げて、懐を深くして考えていくことはどうなのか。

高校教育課長

お話のとおり、18歳までの学習権保証は世界的に見ても大きな課題となっている。生徒が中学校時代にどのような学習をしたのか、体験をしたのかを含めて、入試という選抜の機会を経ていくということで、その合否は各学校長に委ねているところである。中学校での状況や、入試での状況を総合的に判断して、受検した高等学校でやっていけるかどうかというところでの入学者選抜となっている。各学校には色々な機会を通じて、何度となくそのような入学したいという受検生の希望をくみ取るようお願いしているところであり、今後とも定員内不合格が減るように努力していきと考える。

小野寺委員

是非ともそのあたりの課題について、学校任せにせずに検討してもらいたい。近県の状況はどうなのか。

高校教育課長

近隣県の状況については、その対応はそれぞれとなっている。入学者選抜について

はやはり総合的に判断するということになる。必ずしも不合格者を出さないような指導を各学校に行っているかといえば、東北の他県ではそうではない。むしろ、本県のようにお願いしているということで、定員の充足を勧める、問題提起をするということが現状である。

佐竹委員

不合格者のその後、いわゆる進路ということになるが、把握はしているのか。この資料には通信教育などの状況がないが、その方面に進んでいたりするのかどうか。

受検をしているということは、学校に行きたい、学びたいという意志表示の表れだと考える。そのような子どもたちに対して何らかの窓口が用意されているのか。中学校であれば進路指導の窓口があり把握していると思うが、県本庁として把握はできているのか。

高校教育課長

中学校の段階では、入試は私立高校を含めて断続的に受け、最終局面が公立の二次募集、私立での段階的な何次募集ということになり、3月末ぎりぎり、場合によっては年度を越えるということもあり、入試は多段階に行われている。仮に公立が不合格だった場合、各学校では次の段階について、進路指導の先生が中心となり対応しているところである。

ただし、その結果について県本庁としては、5月1日の学校基本調査で進路先の数値的な把握に留まっているのが現状で、各生徒ごとの細かい状況の把握や分析は不足していると考えている。

勅使瓦委員

今回の入試結果は仙台への一極集中はなかったということであり、全体的には良い結果であったと考える。仙台市内の高校だけではなく、地域の拠点校、他の普通校も含めて、ある程度競争倍率が上がるのではないかと期待していたところであり、そういう意味では、全体としてはバランスが非常によかったと思う。

ただ、見方をかえると、仙台市内の北と南だけの移動で多少の倍率変動があったところだけであれば、本当に入りたい、選びたい高等学校というものを明確に、まだまだ中学校の現場や、受検生に対して各高校が、きちんとしたアピールができていなかったのではないかと考えられ、心配な部分でもある。

今後の方向性の中でも、志(こころざし)教育をしっかりと実施していこうという部分からすれば、高等学校がしっかりと自校の特徴や自校で成長する生徒の姿を明確に出していけば、競争倍率の差はついてくるものと考え。そういう点からすれば、まだまだ県内の高等学校全体として魅力が高まっていないということと、もうひとつが、中学校の進路指導において、受検生を合格させたいという気持ちは十分わかるが、本当に受検生ひとりひとりの将来の希望や夢を引き出しているのかどうか、中学生では難しいところもあるかもしれないが、その部分を十分に引き出していくということも課題であると考え。

「一極集中」や「競争倍率の高い低い」という見方をするよりも、高等学校側や、中学の進路指導においてどのように生徒たちを引きつけるかということが、今回の競争倍率はあまり変化がないということなので、まずもって大事なのではないかと考えるので、よろしく願いしたい。

佐竹委員

12ページの学力検査の結果について、合格ラインというのは各学校で違うというのはわかるが、ここの平均点で宮城県の学力はいいのだろうか心配である。定時制も含めて平均点が下がっているというのは、学力が落ちているということになるのか。そのように考えるべきなのか。教科別に明確に結果が現れているので、今後どの分野に力を入れればいいのか、学力検査の結果を底上げするための方策への基準のようなものになるのかとも思う。平均点の設定とはこのあたりなのか。

高校教育課長

平均点については、例えば各教科毎に別々に設定するというとも考えられるが、通常は60点、あるいは70点位までの間ぐらいという作り込みをしていく。

入試の時は得点分布が正規分布になるようにということがあるので、通常の学力検査では正規分布になりやすいところに焦点化する。その結果、いい形の平均点になるものであるが、毎年度同じ問題を設定できないので、その年の問題によっては、若干平均点が揺れ動くことがある。応用力を問えば平均点が下がり、基礎基本を問えば平均点が上がるという傾向にある。

また、推薦入試の合格者以外が受検しているので、この結果だけで、県全体の学力を計るということは難しいが、学力を検討する一定の基準というものにはなりうる。今後とも、中学校も含めいかに学力を底上げするか、また勅使瓦委員からも指摘されたが、高校がいかに魅力を発信していくかということも高校での学習をする上での好材料になると考えるので、その部分の強化を図っていきたい。

佐 竹 委 員

学校に入る入らない、入学ができる、試験に受かるということも大切だが、一人ひとりの子どもたちに対して、去年よりも今年、今年よりも来年ということで、学校の成績や試験の点数が少しずつ向上していく指導ができていくことも大切だと思うので、是非、先生方に期待したいし、学校の現場へのサポートをお願いしたいと考える。

委 員 長

私からも一言意見を申し上げる。小野寺委員の発言のバックアップを行いたいと思う。高等学校の選抜は子どもの数が多くて、高校や大学に進学する人の率が多くなかった場合に「選抜」という色彩が濃厚だった。本当に優秀な生徒を選んで、その上の教育に押し上げていくということであったと思う。

ところが、人口が減ってきて、国民がタックスペイヤーとして国を守れる社会をつくらなければならないこの100年位の話で考えてみると、多くの人が高校に入ることが当たり前になってきている現在では、さきほどの小野寺委員の話のとおり、最終的にその人が社会に参加して生きていく仕事を見つけ、生き生きとやれるかどうかということがある。高校入試というのは「選抜する」というよりは、将来の進路への「マッチングをお手伝いしている」というプロセスだと思う。そういう意味では、高校に行きたい人が、その人の一番魅力ある特色あるところにどういくかということを選んであげる仕事、お手伝いをするという意味合いを持つことから、あなたはこの高校には足りませんというのが多く出てくるのは、制度が悪いということを表すと考える。

やはり、なんとか社会人として生活していける幅を選べるような、魅力ある幅広い学校をつくっていきながら、望めばどこかに自分の行ける場所がある、それが自分の将来の人生を切り開けるということになれば、夢や希望がないから、伸びようとする力がないからと言うと、本県における「志(こころざし)教育」は成り立たない。そういう意味で「選抜」という考え方から少し視点をかえる動きをしていかないと、いまの状況に合わなくなるのではないかと心配している。みんなが大学に行って難しい学問をして、世界的な発明をする人ばかりを求めているわけではないのだから、色々な社会の色々な仕組みの中で自分が生活していけるという状況をつくるのが教育の仕事なので、基本的に高校選抜というものは気になっている。これまでも事務局と議論してきたが、いままでの経過や流れというものがあるので、「木に竹を接ぐ」感じになり難しいということも重々理解するが、現在のこの状況にどうやって合わせるか是非検討願いたい。

また今回の結果についてはまだまだ分析の余地があると思う。2回実施した予備調査と本出願の結果はどのようにリンクしているのか、その結果から来年度の予備調査はどうあるべきかなど、詳細な分析をお願いしたい。今回の結果に大きな問題がなかったということは安心できることではあるが、同時に、もう少しそのことをしっかり裏付けられるような分析が出ることを望む。

(5) 大規模停電時における仙台東高等学校グラウンド使用に関する協定書について

(説明：施設整備課長)

「大規模停電時における仙台東高等学校グラウンド使用に関する協定書について」御説明申し上げます。
資料の18ページをご覧ください。

今後、本県では、高い確率で大規模な地震が発生する恐れがあるとされており、そのため東北電力株式会社では、大規模な停電が発生した場合に、県民生活の早急な回復を目的として、拠点となる県内各地に東北6県・他地域からの応援の車の駐車スペースや資材置き場(以下「応援基地」という。)を設置している。

今回、1協定の趣旨にあるように、東北電力株式会社から宮城支店管内の仙台南営業所管轄区域内において、地震等の自然現象に起因し大規模な停電が発生した場合に、早急な停電復旧を行うための応援基地の設置について協力要請があり、県教育委員会と東北電力株式会社宮城支店との間で仙台東高等学校グラウンドを応援基地として資機材の撤去期間も含めて5日間程度使用することについて協定を結びました。

仙台東高等学校グラウンドが選定された理由は、(1)にあるように、東北電力株式会社仙台南営業所管轄区域内の大規模停電時の応援基地として相応の広さが確保できる場所の中で、インターチェンジが近く、避難所等の指定がされていないことから、東北電力株式会社としては、最適な場所と考えたためである。

仙台東高等学校グラウンドの使用については、(2)のとおり県教育委員会と東北電力株式会社宮城支店との間で協定を結び目的外使用許可として取り扱うことにしている。

県教育委員会では、災害時の停電の復旧は、県民の生活を守る上で早急に行う必要があり、そのために東北電力株式会社が復旧のための応援基地を設置することは重要であると考え、東北電力株式会社宮城支店との間で仙台東高等学校からの意見も聴取し協議してきたところ、今般、協議が整ったことから、4月14日に協定を締結したところである。

協定書の内容については、3協定書の概要のとおり、目的、許可する施設、使用手続、安全対策、原状回復、有効期限等を記載している。

次のページをご覧ください。仙台東高のグラウンド一時使用の概略図である。高校の敷地は約6万平方メートル、管理棟等のスペースで約2万平方メートルとなるので、グラウンドは約4万平方メートルとなる。このうち約2万5千平方メートルをこの図のとおり、駐車スペースや資機材の置き場所とするものである。校門や生徒通用門は、緊急時の避難ルートとしたまま、車両等の通用口を別に確保できることから、最適地と考えられたものと思料される。

今後、この協定書の締結により、地震等の自然現象による大規模な停電が発生した場合においては、県民生活を守るための迅速な停電復旧作業に寄与できるようになると考えているところである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)；

(6) 平成21年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について

(説明：スポーツ健康課長)

「平成21年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査報告書について」御説明申し上げます。
資料20ページからの概要版をご覧ください。

この調査は、昭和39年度から毎年実施してきているもので、平成21年度の調査結果は、平成21年5月から10月中旬にかけて公立の小・中・高等学校で行われた児童生徒の体力・運動能力調査結果を集計し分析したものである。

調査を行った種目は、参考として記載している「握力」「上体起こし」「反復横跳び」「ソフトボール投げ」など9種目となっている。

「4 調査結果の概要」における、宮城県平均値と前年度全国平均値との比較について、依然として多くの項目で全国平均値を下回っており、昨年度と同様に「20mシャトルラン、持久走、50m走、立ち幅跳び」の記録が低迷し、特に「持久走」の落ち込みが大きくなっている。

次に、県の将来ビジョンにおいては、子どもの体力・運動能力向上の目標を「平成10年度から平成16年度までの県の過去最高値、これは平均値のこととなるが、これを越えること。」においている。これを各校

種別、種目別に達成状況を表したのが次のグラフである。

平成18年度は小中高等学校の全員調査が始まった年度で、目標を達成した項目数は、小学校ではわずか3項目であったのが、平成21年度には38項目まで増えている。中学校では横ばいといった状況であるが、高等学校では18項目から平成21年度には36項目と倍増している。そして、全体での達成率は52.5%と順調に伸びているものである。

種目別の状況では、上体起こしや反復横とびでは90%以上の達成率となっている一方、握力は全学年にわたって未達成となっており、持久走、立ち幅とび、ボール投げも達成率が低くなっている。全体として体力向上に向けた動きが感じられるものの、依然として全国平均値との差は大きく、全身持久力、スピード、瞬発力を高めていく必要があると考えているものである。

21ページ以降は、小学校1年から高等学校3年までの状況を、全国平均値との比較をレーダーチャートで詳しく表したものですので、後ほどご覧いただきたいと思う。

以上が宮城県の児童生徒の体力・運動能力調査結果の概要であるが、児童生徒の体力・運動能力の向上を図るためには、子どもたちの基本的な生活習慣や運動習慣の確立はもちろんのこと、教員の体育指導技術の向上も大切であると考えている。

現在、児童の運動意欲を引き出し、運動好きな子どもを育てようと、県教育委員会の重点事業として「みやぎの子ども体力・運動能力充実プロジェクト事業」を展開しているところである。

今年度においては、昨年度に引き続き「みやぎっ子！元気アップエクササイズ」のさらなる普及を図るため、「みやぎっ子！元気アップ通信」を発行するほか、効果的な活用方法や実践上のポイントについて理解を深めていただくため、「体力・運動能力向上サポート研修」を県内23小学校において開催する予定である。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

- | | |
|----------|--|
| 小野寺委員 | 概要については了解である。それを受けてどうしていくかということになる。「みやぎの子ども体力・運動能力充実プロジェクト」を何年行っているのか。 |
| スポーツ健康課長 | 平成15年度から実施しているので、今年度で8年目に入る。 |
| 小野寺委員 | その点を踏まえた進行状況の話をお聞かせしてもらいたいところである。また、去年は「みやぎっ子！元気アップ通信」を年4回など、色々な資料をもらっているところだが、学校の現場の関心はどのようになっているか。 |
| スポーツ健康課長 | 父母からは好評を得ているところである。学校で「みやぎっ子！元気アップ通信」のコピーをとって、児童生徒に全部配付してほしいとの声がある。また、その効果については、子どもが小学校に入学すると、「体力・運動能力調査記録カード」を作成し、それを12年間記録していく制度としているが、そのカードが家庭と学校をつなぐ良い連絡媒体となっている。例えば、「体力・運動能力調査及び体力・運動能力向上講習会」を受けた小学校の先生が、「立ち幅跳び」の体重移動のコツを子どもたちに教えただけで、その記録がグンッと伸びたことがあり、父母も子どもも喜んだということがある。その部分の効果が徐々に今回報告している資料のグラフにも表れていると考えている。 |
| 小野寺委員 | このエクササイズについて、いまの例のように効果がでてきているということは良いことであると感じる。
ただし、せっかくの取組みも、学校の先生たちが机の中にしまっているということも多いように感じるがどうなのか。そのような話をよく聞くのだが、要するに、学校の中に無理があるのではないかと考える。学校というものは、運動に親しむとかスポーツを好きな子どもにするということを軽視しているわけではないと思う。
しかしながら、そのことをやれない状況にあるのではないかと考える。私が先生たちに聞いてみると、「それはいま、机の中にしまっています。」というようなことを言ったりする。いまは極端な例かもしれないが、課長報告のとおり良い例があるということもわかったので、エクササイズにもう少し焦点を絞って、学校側に働きかける |

ことが必要と感じる。

スポーツ健康課長

小野寺委員のご指摘の部分については、学校の現場でごく稀に起こりうるかもしれないと考えるところである。いま、幼稚園において、この「元気アップエクササイズ」の指導をしてほしいという要望がきている。今年度も急遽、涌谷町にある幼稚園からその要望がきており、対応しようとしているところである。元々は小学校を対象にすすめていたプロジェクトであるが、幼稚園からも要望がくるということで、プロジェクトの波及効果が現れてきているものと認識している。

佐竹委員

ただいまの話から、やはり興味をもつことが重要であると感じる。このエクササイズに限らないが、その存在を知ることが重要であると思う。先生方のみならず、家庭に対しても、地域の方々に対しても、これは啓蒙すべきすばらしいプロジェクトであると考えます。

従って、学校だけでこれをしましようということではなく、生涯学習や公民館活動などの色々な媒体や場所が考えられると思うので、この「元気アップエクササイズ」を周知し、家庭でも地域でも、その言葉が耳に入ってくるということがあれば、子どもの体力増強についての意識が変わってくるのではないかと思う。

常々、委員長が話しているが、「外遊びを推奨しましょう。」ということも、このエクササイズの中に十分に含まれるので、学校の中だけで実施するのではなく、私たちがいつも申し上げていることだが、学校、地域、家庭全てが内容をわかっている、そのなかの誰かが「とっかかり」をしてあげられるような周知活動はできないものかと考える。

私自身、学校に通う子どものいる母親の方々とお話しする機会があったときに、このエクササイズのことを知っているかどうか尋ねたことがある。スポーツをやっている、部活をやっている、クラブ活動をしている子どもがいる母親の方々は、このエクササイズのことを知っていたが、それを知らない母親の方々もかなりいた。学校で力を入れていたとしても、家庭でうまくその話がわからないということだと、全くこの事業の目的が達成されないということになるので、学校の先生の机の中に入ったままにならないように、地域の方々にも啓蒙し、みんなで一緒になってこの事業を盛り上げていただきたい。

この調査結果は、全国平均よりも下回っているということで残念な内容になっている。この自然が豊かで緑も多い宮城県でどうしてだろうという気がする。是非そのようなことに取り組んでいただきたい。それから、現状において全国平均を下回っているという原因を把握していると思うので、それを打破するための方策と、このエクササイズの周知浸透の方法を考えていけば、もっと子どもたちがのびのびと、教育される体力としてではなく、自らの体力を育てていくことができるようお願いしたい。

スポーツ健康課長

佐竹委員から示唆にとんだお話をいただいた。このエクササイズの認知度については、毎年、仙北と仙南でそれぞれ会場を用意し、各教育事務所から各市町村を通じて、小中学校教員に、このエクササイズを知ってもらい講習会を行っている。その講習会を受けたことで、エクササイズの指導を受けたいという学校が、今年度は23校、昨年度は25校あった。このように組織力を利用して啓発活動を行うということに加え、今年度は、生涯スポーツの総合型スポーツクラブを各市町村に設立しようということで、直接、市町村を訪問するので、その場において、このエクササイズのPRを考えている。従って、各クラブへの周知が広がれば、そこからの波及効果がでてくるなど、徐々に認知度が高まっていくと考えている。その部分が幼稚園にまで伝わっていけば、狙いとしては、幼少時から「運動は楽しい。」そして「上手になりたい。なった。」ということ、上手になれば「勝ちたい。」というような気持ちの連鎖

を大切にするような、生涯スポーツの礎になるよう啓発活動を実施していきたい。

また、運動不足は生活習慣病との関連性を否定できない。いまの子どもたちを見てみると雨や雪が降れば学校に送ってもらえるといったような便利さが浸透しており、表現は悪いかもしれないが、着膨れした便利さ意識から、その便利さを一枚一枚脱がしていくことが必要と考えている。その点を子どもたちに教えることができるのは、やはり教育現場がもっとも重要であり、例えば、父親が毎日の歯磨きにおいて水道を出しっ放しにしていた場合、その水を環境教育を受けた子どもが止めるということで大きな効果がでてくるものと考えられる。そういう意味から体を動かして色々活動していくためのツールとして、この事業をすすめていきたい。

教 育 長

この「元気アップエクササイズ」は一昨年秋にまとめたものであるが、その過程において、大学の協力も得て、県内の小中高校の専門の教員が集まり、色々工夫をこらし時間をかけてつくったものである。これが出来上がったときには、つくただけで終わりではなく、これが各学校できちんと使われ、子どもたちが実際に体を動かすことにならなければ意味がない。よって、その実行という点に力を入れるよう何度となく指示していたところである。

その部分を担当課として受け止め、色々な工夫を凝らしてきたということであり、今後とも、色々な手法を講じて、この事業が普及していくよう努力をしていきたいと考える。

委 員 長

これはやはり、日々の積み重ねであると思う。スポーツを普段にやっている子どもたちは別として、運動しないでお菓子を食べながらテレビを見ている子どもたちもいると思うので、「早寝早起き朝ごはん」だけではおそらく足りない。走り回る面白さを教えてあげなければならないのだろうと考える。私たちが子どもの頃は、いと違って何もない時代だったが、朝早く学校に行き、友だちと「缶けり」などをして遊んでいた。そのようなことの繰り返しで、学校のプログラムとは違うが、日常の体力などを養っていくものであった気がする。

そういう意味から、子どもたちが楽しみながら色々なことができるという仕掛けについて、学校だけではなく、社会教育や生涯学習など色々な世界で手を結んでやっていかなければならない。ことに学力低下というところとあの手この手で力を入れるが、こちらの分野はあまり力が入らないということにならないようお願いしたい。学力も体力も同じく重要な問題と考える。

スポーツ健康課長

委員長から「はやね・はやおき・あさごはん推奨運動」について言及があったが、これに加えて、「ルルブル」のすすめということで、「しっかり寝ル」、「きちんと食ベル」、「よく遊ブ」、「健やかに伸びル」ということも併せて、パッケージで実施していきたいと考えている。

委 員 長

いまの「よく遊ブ」の部分はなかなかフォローできていなかったと思う。そこをどのようにしていくかということは、実はたいへん難しい部分である。子どもたちは学校の勉強もあれば、塾にも行っており、結局、時間があまりないことから、「よく遊ブ」を具体化するということは、なかなか悩ましいところである。

地方では近所に友だちがいるという状況でもなくなっており、遠くまで出かけないと友だちがいないなど、昔とはだいぶ環境が変わっているから、知恵を出さなければならなくなっている。

佐 竹 委 員

知恵ということではないのだが、最近すごく良いことだと思ったことに、特別に設定したわけでもないのに、お年寄りがグラウンド・ゴルフをしているところに、学校帰りの子どもたちが、ランドセルを放り投げて一緒にやっている姿をみかけたことがある。

きっかけは、プレイをしていたおじいさんが、たまたま知り合いの子どものところ

に転がっていったボールを、取ってくれるように頼んだことから、周りの子どもたちも集まり、そのような状況になったものである。まさに地域の力ではないかと感じたところである。

学校での教育も大切だが、地域に密着する、あるいは交流をもてるように、また、いまのようないい例をどんどん紹介して、年齢を越えた交流をしながら遊びを教えてもらい、それが特別に設定されたわけではなく、当たり前に行われていくことで、すごくいい宮城県ができると思うし、健全な心は健全な体に宿るということからも「志（こころざし）教育」の根本は、その点ではないかと考えるので、よい例の紹介をすすめていただきたいと思う。

これから新聞に学校にまつわる「ちょっといい話」が掲載されるということで、とても期待している。このように県民の方々に色々なよい出来事を知ってもらうということは、とても重要なことだと思う。そこから私たちもやってみようという気持ちが湧き上がり、小さな輪が少しずつ広がっていき大きくなっていくことと思う。

名古屋にいったときに、「日本一元気な街・名古屋」のキャッチフレーズを見たとき、とてもうらやましく思ったので、同じように「日本一意欲のある宮城」と言えるようになるのは、やはりみんなで頑張らなければならないと思うので、啓蒙についてよろしくお願いしたい。

スポーツ健康課長 高齢者と子どもとのふれあいというのは生涯スポーツの原点だと考えているので、そのことを大事にし、生涯スポーツの振興と併せてこの「元気アップエクササイズ」の普及に努めていきたいと考える。

8 次期教育委員会の日程について

委員長 次回の定例会は5月14日（金）午後1時30分から開会する。

9 閉 会 午後3時50分

平成22年5月14日

署名委員

署名委員